

港湾労働専門委員会報告書の進捗状況等について

港湾労働専門委員会報告書の進捗状況等

港湾労働専門委員会報告書における進捗状況等を確認すべき事項は、以下の2つであり、これ以外の事項は、港湾雇用安定等計画において進捗状況の確認を行うこととする。

報告書の該当事項

進捗状況等

2. 適用港湾・適用職種への対応について

(略)

適用港湾・適用職種の範囲については、港湾労使の合意がなされたという状況も踏まえ、港湾労使による検討が引き続き行われていることにも留意しつつ、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向等を見極めながら、行政も含めて議論を重ねる必要がある。

労働者代表委員からは、新たな港湾計画に、港湾労働法の適用範囲等の見直しについて記載すべきとの意見があった。

4. 雇用秩序の維持について

(略)

港湾労働法施行令に基づく港湾倉庫の適用については、より適正に制度を運用していくという観点から、適用に係る調査、貨物量の算定基準のあり方等について、各港湾の実情を踏まえつつ、引き続き検討を行う必要がある。

- 令和3年3月の港湾労働専門委員会の場において、労働者代表委員から提案のあった「労使で今後議論するための行政による調査」については、引き続き、労使、国土交通省、関係労働局とも相談し、どのような観点で調査を行うべきかなどの検討が必要である。
- 行政を含めた港湾労使による検討の場としては、「港湾労働法適用問題労使検討委員会」(直近開催は平成30年8月)がある。

【貨物量の算定基準のあり方】

(令和3年3月の港湾労働専門委員会で問題提起)

- 港湾倉庫の貨物量の算定基準(総入出庫量に占める海からの入庫量と海への出庫量の合計の割合が10%以上)について、令和3年度から統一した(参考を参照)。

【港湾倉庫の適用に係る調査】

- 各労働局が作成している倉庫荷役取扱量の調査票について、労働局ごと、調査表の様式が統一されていなかった。(前回委員会で報告済み)
- 様式が異なる経緯などを調査し、労働局と調整を行ったところ、現行調査様式によっても、適正な調査を行うことに支障がないと判断されたことから、調査票の統一は行わないこととした。

港湾倉庫の適用に係る貨物量の算定根拠について(参考)

1 関係機関における取扱貨物量の算定根拠

組織名	事項	算定根拠
① 厚労省	港湾労働法施行規則に定める様式第7号 【港湾運送事業実績報告書】 取扱貨物量の算定根拠	取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の6に規定する算出方法により算出し、少数点以下を4捨5入して、整数で記入して下さい。 <参考> 港湾運送事業法施行規則 (貨物量の算出方法) 第11条の6 法第16条第5項の国土交通省令で定める貨物量の算出の方法は、当該貨物が1.133立方メートルにつき1トンを超えない場合は1.133立方メートルを1トンとして計算し、その他の場合はその重量により計算するものとする。
② 国交省	港湾運送事業法施行規則に定める様式第5号 【港湾荷役実績報告書】 取扱貨物量の算定根拠	取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の6に規定する算出方法により算出し、少数点1位以下を4捨5入して、整数で記入すること。
③ 国交省	倉庫業法施行規則に定める第9号様式 【受寄物入出庫高及び保管残高報告書】 数量の算定根拠	一～三類倉庫、野積倉庫、貯蔵槽倉庫及び危険品倉庫並びに冷蔵倉庫に係る数量の単位は、「t」とし、普通倉庫にあつては1,000kgまたは1.133m ³ をもって1tとし、冷蔵倉庫にあつては1,000kg又は2.5m ³ をもって1t(※)とする。 ※ 2.5m ³ をもって1tは、冷蔵倉庫の設備能力を表すもの。

2 港湾倉庫の適用に係る貨物量の算定根拠

上記1の①及び②の算定根拠である「港湾運送事業法施行規則第11条の6」を採用し、令和3年度から実施。